(趣旨)

第1条 この要領は、大阪公立大学学位規程第17条第6項に基づき、博士の学位論文の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請者等への通知)

第2条 学位論文審査を行う研究科(以下「研究科」という。)は、学位申請者及び申請 予定者に対し、学位論文は「やむを得ない事由」がない限り、学位を授与された日から 1年以内に全文を本学公式ウェブサイト内の学術情報リポジトリ(以下「リポジトリ」 という。)で公表するとともに、その電子ファイルを国立国会図書館に送付し利用に供 する旨を通知するものとする。また、共著者がある場合は事前にその旨を共著者に伝え 許諾を得るよう通知するものとする。

(電子ファイルの提出)

第3条 学位取得者は、学位を授与された日から1年後の1月前までに学位論文全文を電子ファイルにして、「大阪公立大学学術情報リポジトリへの博士学位論文登録申請書」 (様式1) (以下「登録申請書」という。)とともに教育推進課、学務課、羽曳野キャンパス事務所又はりんくうキャンパス事務所(以下「教育推進課等」という。)に提出するものとする。

(全文公表しない場合の手続)

- 第4条 学位取得者は、学位論文全文に代えて要約を公表する「やむを得ない事由」があるときは、学位取得後速やかに「学位論文全文に代えて要約を公表することの申立書」 (様式2)を研究科に提出しなければならない。
- 2 研究科は教授会等において前項の申立について審査し「やむを得ない事由」があると 認めた場合は、学長に報告するものとする。
- 3 学長は「学位論文全文に代えて要約を公表することの承認通知書」(様式3)を学位 取得者に交付する。
- 4 学位論文全文に代えて要約を公表することが認められた学位取得者は、当該学位論文の全文及び要約を電子ファイルにし、登録申請書及び学位論文の冊子体2部とともに教育推進課等に提出するものとする。
- 5 学位論文の冊子体は、図書館における供閲を考慮し、長期保存に耐え得るものとする。

(公表手続:教育推進課等)

- 第5条 教育推進課等は、前2条に規定する電子ファイル(全文または要約)及び登録申 請書を学術情報課に提出するものとする。
- 2 前条第4項により提出された学位論文の冊子体は 1 部を国立国会図書館に送付し、1 部を学術情報課に提出するものとする。

(公表手続:学術情報課)

- 第6条 学術情報課はリポジトリにおいて、学位論文(全文または要約)を公表するものとする。
- 2 前条第2項で提出された学位論文の冊子体は図書館において保管し閲覧に供する。

(やむを得ない事由)

- 第7条 第4条第1項に規定する「やむを得ない事由」は次のとおりとする。
- (1) インターネット公表ができない内容を含む場合
 - a. 当該論文に立体形状による表現を含む場合
 - b. 著作権や個人情報に係る制約がある場合
 - c. 共同研究者等が非公表と定めている事項を含む場合
- (2) インターネットによる公表により明らかな不利益が発生する場合
 - a. 出版刊行をしている、もしくは予定されている場合
 - b. 学術雑誌に掲載されている、もしくは予定されている場合
 - c. 特許の申請がある、もしくは予定されている場合
- (3) その他

研究科が特に「やむを得ない事由」があると認めた場合

2 「やむを得ない事由」が解消された場合には、リポジトリにより論文本文の公表を 要する。

(要約公表の期間)

- 第8条 学位論文の要約公表が認められる期間は、学位授与日から5年以内とする。
- 2 前項に定める期間を過ぎても全文を公表できない場合は、改めて学位取得者又は指導 教員等が「学位論文全文に代えて要約を公表することの申立書」(様式 2)を研究科に 提出し、承認を得なければならない。 なお、延長が認められる期間は、5年以内とす る。
- 3 教育推進課は学位取得者に対し、要約公表可否を要約公表期間満了となる前年度に確認するとともに、前項の手続きが行われない場合や、所属していた研究科の承認が得られなかった場合は、期限を過ぎた時点で、全文を公表する。
- 4 前各項の規定は、第7条第1項第1号に該当する場合、適用しない。また、第7条第 1項第2号に該当する場合において、研究科が特に認めたときは、前各項の規定を適用 しない。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年11月12日)

この要領は、令和6年11月12日から施行する。